

弁理士が「先生」に ～知的財産テーマに出張授業～

現役の弁理士が講師となり、中学生に知的財産の大切さや弁理士の仕事を紹介する出張授業が、9月16日、前橋市の創世中等教育学校で行われました。

学校現場での知的財産権に関する教育を支援する目的で実施されたもので、中学生向けとしては初めての試みです。授業の様子や生徒たちの反応を紹介します。

身近なものを題材に知的財産を学ぶ

群馬県前橋市の創世中等教育学校（平方秋夫校長・生徒数100名）は、平成12年4月に開校した私立初中等教育学校。同一校での中高一貫教育というゆとりのある環境のもと、英会話やIT、豊富な体験学習を取り入れた特色ある教育活動を展開しています。

今回の授業は総合学習の一環として行われたもので、1時間目は中学1・2年生が、2時間目は3年生が参加しました。

講師を務めたのは、日本弁理士会知的財産支援センター・小中学校支



援チーム部長の羽鳥亘弁理士と、日本弁理士会研修所副所長の伊藤高英弁理士の2人。

授業の前半を担当した羽鳥氏は冒頭、「阪神優勝」の文字の入ったTシャツや、Jリーグ入りを目指している地元サッカーチームのザスパ草津のユニフォームを見せながら、商標について解説。

次に、椅子の背もたれに取り付けて使うハンガーなどいくつかの発明品を特許の事例として紹介。「自分がこのアイデアを考えたのに、勝手に使われたらどう思う？」と生徒たちに問いかけながら、「アイデアを無断で真似されないように守るのが特許という制度」と説明しました。

さらに、新聞や同校のホームページなどを題材に、著作権についても言及。「特許や著作権など目に見えない権利を保護するお手伝いをしているのが弁理士」と話しました。

発明の“Why”と“How”を考える

続いて教壇に立った伊藤弁理士は、「人は、なぜ(WHY)、どのようにして(HOW)発明するの？」をテーマに授業を進行。

発明する理由として「必要性があるから」「暮らしをよくしたいから」といった生徒たちの意見を引き出しながら、「社会や人のためになるのが発明のポイント」と解説しました。



発明の方法については、ピンやクリップなど実物を例示しながら、いまあるものの問題点を改善するアイデアが発明につながるとし、「発明は“温故知新”。毎日の生活で発明のWHYとHOWを意識し、みんなのなかから発明家が出てくれたらうれしい」とメッセージを送りました。

授業後の生徒からは「いろいろなものを見せてくれたのでわかりやすかった」「これまで特許や発明には関心がなかったが、今日の授業で興味を持つことができた」といった感想が出ていました。

講師を務めた羽鳥弁理士は、「生徒たちの反応もよく、いい授業ができた」と満足げな表情で、「知的財産の大切さについて、小さい頃から身に染みて感じてもらいたいと考



えている。今回の授業が一つのきっかけになれば」と話していました。

◎資料などのお問い合わせは、「はっぴょん通信」ポスター係まで

TEL:03-3461-3588 FAX:03-3780-0080 E-MAIL: plan@kyoiku-press.co.jp